



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- ふ化業者の登録（畜産課） ..... 1
- 土地改良区の設立認可（村づくり計画課） ..... 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課） ..... 2
- 県営土地改良事業計画の決定・2件（村づくり計画課） ..... 2
- 市営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） ..... 3
- 民有保安林の指定の予定（森林緑地課） ..... 3
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） ..... 4
- 公共測量の実施の終了の通知（都市計画・モノレール課） ..... 4

### 公 告

- 国土調査による地図及び簿冊の閲覧（土地対策課） ..... 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁財務課） ..... 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立美里工業高等学校） ..... 6

### 教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則 ..... 7
- 沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部入学者選抜実施要項の一部を改正する告示 ..... 8
- 沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項の一部を改正する告示 ..... 8
- 沖縄県立沖縄高等養護学校入学者選抜実施要項の一部を改正する告示 ..... 9
- 沖縄県立沖縄盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項の一部を改正する告示 ..... 9
- 平成20年度沖縄県立高等学校入学定員 ..... 9
- 県立学校処務規程の一部を改正する訓令 ..... 13

### 公安委員会事項

- 警備員指導教育責任者講習の実施 ..... 14

## 告 示

### 沖縄県告示第562号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

平成19年9月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 登録番号 沖縄 19-1号
- 2 登録年月日 平成19年8月10日
- 3 登録業者の名称及び住所 農事組合法人全沖プロイラー生産組合 名護市字豊原221の2
- 4 ふ化場の名称及び所在地 農事組合法人全沖プロイラー生産組合久志孵卵場 名護市字久志1377番地1

### 沖縄県告示第563号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、土地改良区の設立を次のとおり認可した。

平成19年9月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 うるま市与勝地下ダム土地改良区
- 2 事務所の所在地 うるま市石川石崎一丁目1番
- 3 認可年月日 平成19年8月31日

#### 沖縄県告示第564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり宮城土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成19年9月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	金城英明	東村字宮城368番地の101
理事	宮城功也	東村字宮城515番地の652
理事	津嘉山隆	東村字川田887番地
理事	又吉桂子	東村字宮城317番地の3
理事	金城彰	東村字宮城223番地の1
監事	肥後豊光	東村字宮城566番地の2
監事	玉城忠男	東村字宮城429番地

任期 平成17年4月1日から平成21年3月31日まで

#### 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	玉城忠男	東村字宮城429番地
理事	東江敏和	東村字宮城410番地の1
理事	屋比久孟林	東村字宮城456番地の4
理事	又吉盛雄	東村字宮城317番地の3
理事	中村桂	東村字川田883番地
監事	大村進	東村字宮城515番地の15
監事	金城五郎	東村字宮城223番地の1

#### 沖縄県告示第565号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、西原第1地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年9月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成19年9月12日から同年10月12日まで

3 縦覧に供する場所 宮古島市役所

4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

---

#### 沖縄県告示第566号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、小浜地区県営土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年9月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間 平成19年9月12日から同年10月12日まで

3 縦覧に供する場所 金武町役場

4 その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

---

#### 沖縄県告示第567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、うるま市長から協議のあったうるま1期地区土地改良事業（農業用排水施設）の施行について、平成19年8月28日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年9月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間 平成19年9月12日から同年10月12日まで

3 縦覧に供する場所 うるま市役所

4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

---

#### 沖縄県告示第568号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成19年9月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 指定予定保安林の所在場所 島尻郡伊是名村字内花真手茶原2483番、2502番

2 指定の目的 潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

---

#### 沖縄県告示第569号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成15年沖縄県告示第655号で同意の認定をした国頭加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成19年9月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

---

#### 沖縄県告示第570号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、八重瀬町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成19年9月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 八重瀬町字屋宜原の一部
- 2 公共測量を実施した期間 平成19年1月5日から同年3月26日まで
- 3 作業種類 公共測量（街区・画地出来形確認測量）

---

## 公 告

---

那覇市首里石嶺町4丁目地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成19年9月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 地域 那覇市首里石嶺町4丁目地区
- 2 地図及び簿冊の名称 沖縄県那覇市地籍図及び沖縄県那覇市地籍簿
- 3 調査及び測量の時期 平成17年7月9日から平成19年3月9日まで
- 4 閲覧期間 閲覧期間は、平成19年9月12日（水曜日）から同年10月1日（月曜日）までとし、閲覧時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- 5 閲覧場所
  - (1) 沖縄県企画部土地対策課（那覇市泉崎1丁目2番2号県庁7階）
  - (2) 沖縄県総合福祉センター視聴覚室（那覇市首里石嶺町4丁目373番1東棟3階）
- 6 誤り等の訂正の申出
  - (1) 閲覧の結果、誤り等があると認める者は、閲覧期間内に知事にその旨を申し出ることができる。
  - (2) 誤り等の訂正の申出は、書面によるので、印章を持参すること。
  - (3) 誤り等の申出書は、閲覧場所において交付する。

---

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成19年9月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量

- ア リフト付大型バス 1台  
イ スロープ付大型バス 1台
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 納入期限 平成20年3月31日(月曜日)  
(4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札参加資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 沖縄県教育庁財務課 〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711  
(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間 平成19年9月18日(火曜日)から同年10月2日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前10時から午後5時まで。  
(3) 入札及び開札の場所及び日時 沖縄県庁13階入札室 平成19年10月23日(火曜日)午前10時30分  
(4) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、入札の日時までに入札書の提出場所へ持参すること。電報及び電送による入札は認めない。  
(5) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法 平成19年10月22日(月曜日)午後5時までに簡易書留郵便により提出すること。
- 4 入札保証金に関する事項 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合  
(2) 過去2年間における国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は本県若しくは本県以外の地方公共団体との同種かつ同規模の契約の履行の証明書を提出する場合
- 5 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者がした入札  
(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札  
(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札  
(4) 入札書の表記金額を訂正した入札  
(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札  
(6) 入札条件に違反した入札  
(7) 連合その他不正の行為があった入札  
(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 6 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。  
(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 7 最低制限価格 設定しない。
- 8 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。  
(2) その他 詳細は入札説明書による。
- 9 SUMMARY
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
(a) Lift-equipped large bus 1 set  
(b) Ramp-equipped large bus 1 set  
(2) TIME LIMIT OF DELIVERY  
March 31, 2008  
(3) DATE FOR BIDS

10:30 a.m. October 23, 2007

(4) POINT OF CONTACT

Finance Division, Okinawa Prefectural Board of Education,  
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa, 900-8571 Japan  
Telephone 098-866-2711

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成19年9月11日

沖縄県立美里工業高等学校長 宮 良 吉 雄

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 電子計算組織及び自動設計製図装置各一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成19年12月25日（火曜日）
- (4) 納入場所 沖縄県立美里工業高等学校機械科C A I 教室及び建築科C A D 教室

2 入札参加資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の配付場所並びに問い合わせ先 沖縄県立美里工業高等学校 〒904-2172 沖縄県沖縄市瀬瀬五丁目42番2号 電話番号098-937-5848
- (2) 入札説明書及び仕様書の配付期間 平成19年10月3日（水曜日）から同月10日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前10時から午後5時まで
- (3) 入札説明会の場所及び日時 沖縄県立美里工業高等学校小会議室 平成19年10月3日（水曜日）午後3時
- (4) 入札及び開札の場所及び日時 沖縄県立美里工業高等学校小会議室 平成19年10月24日（水曜日）午前10時30分
- (5) 入札書の提出方法 入札書は、郵送による場合を除き、入札の日時までに入札書の提出場所へ持参すること。電報及び電送による入札は認めない。
- (6) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出期限及び提出方法 平成19年10月23日（火曜日）午後5時までに簡易書留郵便により提出すること。

4 入札保証金に関する事項 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年間における国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体との同種かつ同規模の契約の履行の証明書を提出する場合

5 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

6 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

7 最低制限価格 設定しない。

8 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

(2) その他 詳細は、入札説明書による。

9 SUMMARY

(1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

Electronic Calculation Organization System and CAD System-1Set

(2) DELIVERY DUE DATE

December 25, 2007

(3) BIDDING EXPLANATION MEETING

3:00 p.m. October 3, 2007

(4) DATE FOR BIDS

10:30 a.m. October 24, 2007

(5) POINT OF CONTACT

Okinawa Prefectural Misato Technical Senior High School Office

5-42-2 Awase Okinawa City, Okinawa, Japan, 904-2172

Telephone 098-937-5848

## 教育委員会事項

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月11日

沖縄県教育委員会

委員長 中山 勲

沖縄県教育委員会規則第12号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

**第1条** 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立伊良部高等学校の項の次に次のように加える。

沖縄県立 宮古総合実業高等学校	宮古島市平良字下里		全日制	三年	生物生産科 環境工学科 生活福祉科 海洋科学科 食品科学科 商業科
--------------------	-----------	--	-----	----	--

**第2条** 沖縄県立高等学校管理規則の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立宮古農林高等学校の項及び沖縄県立翔南高等学校の項を削る。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則中第1条の規定は平成19年10月1日から、第2条及び次項の規定は平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条の規定による改正前の沖縄県立高等学校管理規則別表第1に規定する沖縄県立宮古農林高等学校及び沖縄県立翔南高等学校の名称、位置、科、課程、修業年限及び学科については、第2条の規定による改正後の沖縄県立高等学校管理規則別表第1の規定にかかわらず、第2条の規定の施行の日から沖縄県立

高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成19年沖縄県条例第43号）附則第2項に規定する日までの間、次の表のとおりとする。

名称	位置	科	課程	修業年限	学科
沖縄県立宮古農林高等学校	宮古島市平良字下里		全日制	三年	生物生産科 環境工学科 生活福祉科
沖縄県立翔南高等学校	宮古島市平良字下里		全日制	三年	海洋科学科 食品科学科 商業科

### 沖縄県教育委員会告示第9号

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部入学者選抜実施要項の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年9月11日

沖縄県教育委員会  
委員長 中山 勲

#### 沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部入学者選抜実施要項の一部を改正する告示

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部入学者選抜実施要項（平成5年沖縄県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 沖縄県立特別支援学校の幼稚部入学者選抜実施要項

1中「沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校」を「沖縄県立特別支援学校」に、「盲学校、聾学校及び養護学校教育」を「特別支援学校教育」に改め、1の(1)中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

9中「沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則」を「沖縄県立特別支援学校管理規則」に改める。

#### 附 則

この告示は、平成19年9月11日から施行する。

### 沖縄県教育委員会告示第10号

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年9月11日

沖縄県教育委員会  
委員長 中山 勲

#### 沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項の一部を改正する告示

沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校の高等部入学者選抜実施要項（平成5年沖縄県教育委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 沖縄県立特別支援学校の高等部入学者選抜実施要項

1中「沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校」を「沖縄県立特別支援学校」に、「盲学校、聾学校及び養護学校教育」を「特別支援学校教育」に改め、1の(1)中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。

2の(1)及び(2)中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

5の(2)中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

9中「沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則」を「沖縄県立特別支援学校管理規則」に改める。

第4号様式中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

**附 則**

この告示は、平成19年9月11日から施行する。

**沖縄県教育委員会告示第11号**

沖縄県立沖縄高等養護学校入学者選抜実施要項の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年9月11日

沖縄県教育委員会

委員長 中 山 勲

**沖縄県立沖縄高等養護学校入学者選抜実施要項の一部を改正する告示**

沖縄県立沖縄高等養護学校入学者選抜実施要項（平成5年沖縄県教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

2の(1)中「養護学校」を「特別支援学校」に改め、2の(2)中「養護学校中学部」を「特別支援学校中学部」に改める。

9中「沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則」を「沖縄県立特別支援学校管理規則」に改める。

**附 則**

この告示は、平成19年9月11日から施行する。

**沖縄県教育委員会告示第12号**

沖縄県立沖縄盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年9月11日

沖縄県教育委員会

委員長 中 山 勲

**沖縄県立沖縄盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項の一部を改正する告示**

沖縄県立沖縄盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項（平成5年沖縄県教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

2の(1)及び(2)中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

5の(2)中「盲学校高等部」を「特別支援学校高等部」に改める

9中「沖縄県立盲学校、聾学校及び養護学校管理規則」を「沖縄県立特別支援学校管理規則」に改める。

第4号様式中「特殊教育諸学校」を「特別支援学校」に改める。

**附 則**

この告示は、平成19年9月11日から施行する。

**沖縄県教育委員会告示第13号**

平成20年度沖縄県立高等学校の入学定員を次のように定める。

平成19年9月11日

沖縄県教育委員会

委員長 中 山 勲

**平成20年度沖縄県立高等学校入学定員****1 全日制課程及び定時制課程**

学 校 名	課 程・学 科	学級数	定 員
辺 土 名	全 普 通	1	40
	環 境	1	40
北 山	全 普 通	2	80
	理 数	1	40

本 部	全 普 通	3	120
名 護	全 普 通	8	320
宜 野 座	全 普 通	4	160
石 川	全 普 通	6	240
前 原	全 普 通	8	320
具 志 川	全 普 通	6	240
与 勝	全 普 通	4	160
読 谷	全 普 通	8	320
嘉 手 納	全 普 通 総合学科	2 4	80 160
美 里	全 普 通	7	280
コ ザ	全 普 通 定商 業	11 1	440 40
球 陽	全 理 数 国 際 英 語	4 4	160 160
北 中 城	全 普 通	7	280
北 谷	全 普 通	8	320
普 天 間	全 普 通	10	400
宜 野 湾	全 普 通	6	240
西 原	全 普 通	8	320
陽 明	全 総 合 学 科 介 護 福 祉	5 1	200 40
浦 添	全 普 通	10	400
那 覇 国 際	全 普 通 国 際	8 1	320 40
泊	定 普 通 午前部 夜間部	3 2	120 80
那 覇	全 普 通	12	480
首 里	全 普 通 染織デザイン	10 1	400 40
首 里 東	全 普 通	8	320
真 和 志	全 普 通	6	240
小 禄	全 普 通	10	400
那 覇 西	全 普 通 国 際 人 文 体 育	6 2 1	240 80 40
豊 見 城	全 普 通	8	320

豊見城南	全 普 通	7	280
開 邦	全 理 英 芸 数 語 術	3 2 1	120 80 40
南 風 原	全 普 通	9	360
知 念	全 普 通	9	360
糸 満	全 普 通	9	360
向 陽	全 普 理 通 国 際 数 文	2 2 2	80 80 80
久 米 島	全 普 園 通 芸	2 1	80 40
宮 古	全 普 理 通 数	6 2	240 80
伊 良 部	全 普 通	2	80
八 重 山	全 普 通	6	240
北 部 農 林	全 熱 帯 農 業 園 芸 工 学 食 品 科 学 林 業 緑 地 学 生 活 科 学 定 農 業	1	40
		1	40
		1	40
		1	40
		1	40
		1	40
中 部 農 林	全 熱 帯 資 源 食 園 品 科 学 造 芸 科 学 福 農 園 社 業 定 農 業	1	40
		1	40
		1	40
		1	40
		1	40
		1	40
南 部 農 林	全 農 園 業 園 芸 デザイン 施 設 園 芸 術 食 品 技 工 学 緑 地 工 科 学 生 活 科 学	1	40
		1	40
		1	40
		1	40
		1	40
		1	40
宮古総合実業	全 生 物 生 産 環 境 工 学 生 活 福 祉 海 洋 科 学 食 品 科 学 商 業	1	40
		1	40
		1	40
		1	40
		1	40
		1	40
八 重 山 農 林	全 熱 帯 園 芸 畜 産 製 造 食 品 土 木 緑 地 科 学 生 活 科 学	1	40
		1	40
		1	40
		1	40
		1	40
名 護 商 工	全 生 産 シス テム 電 建 シス テム 綜 合 情 報 商 業 フ ァ イ ナ ン ス ビ ジ ネ ス 情 報	1	40
		1	40
		1	40
		1	40
		1	40
		1	40

美里工業	全	機	械	2	80
		電	気	2	80
		建	築	1	40
		設	備	1	40
		調	理	1	40
美来工科	全	機械システム	2	80	
		自動車工学	1	40	
		電子システム	2	80	
		都市環境	1	40	
		ITシステム	1	40	
		コンピュータデザイン	1	40	
浦添工業	全	情報技術	2	80	
		インテリア	2	80	
		デザイン	2	80	
		調理	1	40	
那覇工業	全	機	械	2	80
		自	動	1	40
		電	気	2	80
		グラフィックアーツ	1	40	
		服飾デザイン	1	40	
	定	機	械	1	40
		電	気	1	40
沖縄工業	全	電子機	械	2	80
		情報電	子	2	80
		建	築	2	80
		土木	木	1	40
		工業化	学	1	40
		生活情	報	1	40
	定	工業技	術	2	80
南部工業	全	機械システム	1	40	
		IT環境	1	40	
		コンピュータデザイン	1	40	
宮古工業	全	自動車機械システム	1	40	
		電気情報	1	40	
		生活情報	1	40	
八重山商工	全	商	業	2	80
		機	電	1	40
		情	気	1	40
	定	商	術	1	40
具志川商業	全	リゾート観光	1	40	
		オフィスビジネス	1	40	
		ビジネスマルチメディア	1	40	
		情報システム	2	80	
中部商業	全	商	業	3	120
		情報会計	2	80	
		国際流通	1	40	
		生涯スポーツ	1	40	
浦添商業	全	総合ビジネス	4	160	
		国際観光	2	80	
		情報処理	2	80	
那覇商業	全	商	業	4	160
		会	計	2	80
		情報処理	2	80	
		国際経済	1	40	

	定 商 業	1	40
南 部 商 業	全 流 通 ビジネス	2	80
	○ A 経 理	2	80
	情 報 ビジネス	2	80
沖 縄 水 産	全 海 洋 技 術	1	40
	総 合 学 科	5	200

(注) 表中「全」は全日制課程、「定」は定時制課程をいう。

## 2 通信制課程

学 校 名	学 科	学級数	定 員
泊	普 通	—	250

## 3 専攻科(全日制)

学 校 名	学 科	学級数	定 員
沖 縄 水 産	漁 業	1	10
	機 関	1	10
	無 線 通 信	1	15

県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年9月11日

沖縄県教育委員会

委員長 中 山 勲

### 沖縄県教育委員会訓令第12号

#### 県立学校処務規程の一部を改正する訓令

第1条 県立学校処務規程(昭和54年沖縄県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

南部農林高等学校	南農	を
南部農林高等学校	南農	に改める。
宮古総合実業高等学校	宮総実	

第2条 県立学校処務規程の一部を次のように改正する。

別表第1 宮古農林高等学校の項及び翔南高等学校の項を削る。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令中第1条の規定は平成19年10月1日から、第2条及び次項の規定は平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正前の県立学校処務規程別表第1に規定する宮古農林高等学校及び翔南高等学校の文書の記号については、第2条の規定による改正後の県立学校処務規程別表第1の規定にかかわらず、第2条の規定の施行の日から沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例(平成19年沖縄県条例第43号)附則第2項に規定する日までの間、なお従前の例による。

公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第125号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成19年9月11日

沖縄県公安委員会

#### 1 講習期間等

区 分	講習期間	時 間	場 所
警備員指導教育責任者講習（施設警備業務）	平成19年10月23日（火曜日）から同月25日（木曜日）まで	午前9時から午後5時まで（平成19年10月25日にあつては、午後3時55分まで）	那覇市西3丁目14番1号 那覇地域職業訓練センター 視聴覚講堂
	【考查】10月25日（木曜日）	午後4時25分から午後5時まで	

#### 2 受講定員 40人

3 受講対象者 受講対象者は、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者であつて、法第2条第1項第1号の業務に係る講習の受講を希望するもの

#### 4 受講手続

(1) 受講申込み 講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）に必要事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真）を貼付するとともに、当該受講申込書に旧資格者証の写しを添付し、(2)の提出先に提出するものとする。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは受け付けない。

#### (2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住居地を管轄する警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県内の警察署の生活安全課（係）又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受付期間 講習の受付期間及び受付時間は、平成19年10月1日（月曜日）から同月12日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、申込受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(4) 受講手数料 手数料23,000円は、沖縄県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

5 講習業務の委託 講習は、社団法人沖縄県警備業協会に委託して実施する。

#### 6 その他

(1) 講習の初日は、午前8時30分から午前8時50分までに受講手続を終えること。

(2) 受講及び考查の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問い合わせ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号（098）862-0110（内線3054）又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課（係）

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
	販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F
	購読料 1部1箇月 1,800円